

2021年5月11日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請に係る
添付書類及び補足説明について

1. 添付書類の扱い

- 東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請書（令和3年3月4日 発室発第192号）について、申請書に添付する書類については、今回変更する本文に関係があり、平成30年10月18日に認可された工事計画変更認可申請書（以下「SA工事計画」という。）から記載内容に変更がある書類を添付している。
- 今般、SA工事計画から記載内容に変更がない書類についても、今回変更する本文に関係のある添付書類については、SA工事計画に変更が無いことを記載して申請書に添付することとし、SA工事計画に変更及び影響が無いことの説明を補足説明資料にて説明する。

2. 添付する書類と補足説明の関係

- 申請書に添付する書類については、「補足－1 設計及び工事計画変更認可申請書における適用条文等の整理について」及び「補足－2 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理について」にて整理し、添付する必要性等の理由をまとめる。
- 補足－1及び補足－2の整理から、申請書として添付する条件は以下のとおり。
 - （1）補足－1において、今回の変更で適用条文となる部分については、関係する添付書類を添付する。
 - ・適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文（○）
 - ・適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文、又は工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文（△）
 - （2）補足－1に基づく補足－2の整理において、添付書類を要（○）とする資料を、申請書に添付する。SA工事計画から記載に変更が無い場合には、その旨を記載したうえで申請書に添付する。

3. 今後の対応

- 申請書に添付する書類については、「補足－1 設計及び工事計画変更認可申請書における適用条文等の整理について」及び「補足－2 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理について」にて、適用条文及び添付書類の要否をまとめ、設置許可との整合を含めて、必要性等の理由を記載又は資料により説明する。
- 上記をご説明し、整理要否が纏まり次第、整理結果に応じて申請書へ反映する。

以 上

S A工事計画から記載に変更が無い場合

(例) V-X-X-X-別添 X ○○○の設計方針

1. ○○○の設計方針

○○○の設計方針に関する説明は、平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。